

平成28年度 さいたま市立辻小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は「いじめは、どの学校でも、どの学級でも どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、児童一人ひとりが個性を生かし、希望をもって学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校でも、「心と生活のアンケート」の結果を分析すると、過去にいじめを受けたと感じている児童がいる。そこで、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「さいたま市立辻小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：本校教職員（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター）学校評議員（自治会長、育成会会長、本校PTA会長、保護者代表、近隣中・高校PTA会長、主任児童委員、民生児童委員）

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ア 定例会（6月・11月・2月） ※学校評議員連絡会と同時開催
- イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員：代表委員会委員長、代表委員会副委員長、代表委員会書記、代表委員、必要に応じて各委員会委員長を招集

(3) 開催

- ア 定例会(月1回)
- イ 臨時委員会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 28年5月

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：5月・9月・1月（年3回）に実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 毎月の教育相談日と年1回の教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施
学校評価アンケート、体罰・暴言にかかわるアンケート、ほか必要に応じて行う。

(2) アンケート結果の活用

情報を共有し、いじめ防止対策委員会、子どもいじめ防止対策委員会の充実に資する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：学校連絡協議会での情報交換
- (2) 防犯ボランティア：防犯ボランティア会議での情報交換
- (3) 学校評議員：学校評議員会での情報交換
- (4) 青少年育成会・自治会：学校連絡協議会小中高地域連携会議、安全安心地域づくり会議での情報交換

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、生徒指導主任と連携して「いじめ防止対策委員会」運営の中心となる。
- 教務担当者は校長、教頭を補佐し、情報を集約して学年、担任との連絡・調整を図る。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、該当学級・担任の支援を組織的に行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめられた児童、いじめた児童、いじめを知らせてきた児童などに、教育相談的な立場から支援・指導を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、専門的な立場から、情報を収集したり、いじめられた児童、いじめた児童、いじめを知らせてきた児童などに、精神面、身体面の支援を行ったりする。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」等に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初に全職員に配布。年間を通じて定期的に確認する。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
 - 授業規律：時間、聞く姿勢、言葉づかいなど基本的な学習習慣の徹底。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童生徒理解など：年度当初、全体での児童理解研修
 - スクールカウンセラーを交えての教育相談研修
 - 必要に応じてのケース会議の実施
- (3) 情報モラル研修：年度当初に個人情報等の扱いに関する校内規約の確認
職員研修の実施
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ. 回数 年に1回
 - ウ. 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) いじめ防止対策委員会の開催時期：6月、11月、2月とする。
 - (2) 校内研修会等の開催時期：5月、8月、3月とする。